

(別紙) 「小規模住居型児童養育事業の運営について」の一部改正 新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: right;">雇児発第0331011号 平成21年3月31日</p> <p style="text-align: center;"><u>【一部改正】平成23年3月30日雇児発0330第5号</u></p> <p>都道府県知事 各指定都市市長 殿 児童相談所設置市長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p style="text-align: center;">小規模住居型児童養育事業の運営について</p> <p>児童福祉の向上については、かねてから特段のご配慮を煩わしているところであるが、今般、「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成20年法律第85号）の公布により新たに小規模住居型児童養育事業が創設されることとなった。当該事業における設備及び運営に関する基準は、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令11号）によるほか、別紙のとおり「小規模住居型児童養育事業実施要綱」を定め平成21年4月1日から適用することとしたので、その適正かつ円滑な運営を図られたく通知する。</p> <p>なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。</p>	<p style="text-align: right;">雇児発第0331011号 平成21年3月31日</p> <p>都道府県知事 各指定都市市長 殿 児童相談所設置市長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p style="text-align: center;">小規模住居型児童養育事業の運営について</p> <p>児童福祉の向上については、かねてから特段のご配慮を煩わしているところであるが、今般、「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成20年法律第85号）の公布により新たに小規模住居型児童養育事業が創設されることとなった。当該事業における設備及び運営に関する基準は、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令11号）によるほか、別紙のとおり「小規模住居型児童養育事業実施要綱」を定め平成21年4月1日から適用することとしたので、その適正かつ円滑な運営を図られたく通知する。</p> <p>なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。</p>

新	旧
<p>(別紙)</p> <p style="text-align: center;">小規模住居型児童養育事業実施要綱</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 <u>小規模住居型児童養育事業者</u> (1) <u>小規模住居型児童養育事業者</u> (以下「事業者」という。) は、都道府県知事 (指定都市にあっては、指定都市の市長とし、児童相談所設置市にあっては、児童相談所設置市の市長とする。以下同じ。) が適当と認めた者とする。 (2) <u>この事業者については、主に次の場合が対象となる。</u> ① <u>養育里親として委託児童の養育の経験を有する者が、養育者となり、自らの住居をファミリーホームとし、自ら事業者となるもの</u> ② <u>児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設 (以下「児童養護施設等」という。) の職員の経験を有する者が、養育者となり、自らの住居をファミリーホームとし、自ら事業者となるもの (児童養護施設等を設置する法人が支援を行うものを含む。)</u> ③ <u>児童養護施設等を設置する法人が、その雇用する職員を養育者とし、当該法人が当該職員に提供する住居をファミリーホームとし、当該法人が事業者となるもの</u></p> <p>第3～第6 (略)</p> <p>第7 職員 (1) 及び(2) (略) (3) 養育者は、次の①から④までのいずれか及び⑤に該当する者をもって充てるものとする。補助者は、⑤に該当する者とする。 ① 養育里親として2年以上同時に2人以上の委託児童の養育の経験を有する者 ② 養育里親として5年以上登録し、かつ、通算して5人以上の委託児童の養育の経験を有する者 ③ 3年以上児童福祉事業に従事した者 ④ ①～③に準ずる者として、都道府県知事が適当と認めた者 ⑤ <u>法第34条の1第1項各号の規定に該当しない者</u> (※ ①及び②については、平成21年4月1日より前における里親としての経験を含むものとする) (4) <u>養育者及び補助者は、家庭的養護の担い手として里親に準じ、可能な限り児童福祉法施行規則第1条の34及び第1条の37第2号に定める研修を受講し、その養育の質の向上を図るよう努めるものとする。</u></p> <p>第8 実施に当たっての留意事項</p>	<p>(別紙)</p> <p style="text-align: center;">小規模住居型児童養育事業実施要綱</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 <u>設置及び運営の主体</u> <u>設置及び運営の主体は、都道府県知事 (指定都市にあっては、市長とし、児童相談所設置市にあっては、児童相談所設置市の市長とする。以下同じ。) が適当と認めた者とする。</u></p> <p>第3～第6 (略)</p> <p>第7 職員 (1) 及び(2) (略) (3) 養育者は、次の①から④までのいずれか及び⑤に該当する者をもって充てるものとする。補助者は、⑤に該当する者とする。 ① 養育里親として2年以上同時に2人以上の委託児童の養育の経験を有する者 ② 養育里親として5年以上登録し、かつ、通算して5人以上の委託児童の養育の経験を有する者 ③ 3年以上児童福祉事業に従事した者 ④ ①～③に準ずる者として、都道府県知事が適当と認めた者 ⑤ <u>法第34条の1第1項各号の規定に該当しない者</u> (※ ①及び②については、平成21年4月1日より前における里親としての経験を含むものとする)</p> <p>第8 実施に当たっての留意事項</p>

事業者は、運営方針、職員の職務内容、児童への援助内容、入居者の権利擁護に関する事項等、児童福祉法施行規則第1条の17に規定する事項を運営規程に定めるとともに、次に掲げる事項に留意し適切に事業を実施すること。

(1)～(12) (略)

第9 (略)

小規模住居型児童養育事業者（以下「事業者」という。）は、運営方針、職員の職務内容、児童への援助内容、入居者の権利擁護に関する事項等、児童福祉法施行規則第1条の17に規定する事項を運営規程に定めるとともに、次に掲げる事項に留意し適切に事業を実施すること。

(1)～(12) (略)

第9 (略)